

ユニット型介護老人福祉施設 特別養護老人ホームもみの樹園

契 約 書 別 紙 ( 2割負担用 )

1.保険給付費

平成29年 4月 1日

基本施設サービス費	算定項目 単位		要介護度	単位	介護報酬額	入居者負担 (介護報酬額の2割)	入居者負担 30日計算として
	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) ユニット個室  (1日につき)		要介護1	625単位	6,812	1,363	40,890
要介護2			691単位	7,531	1,507	45,210	
要介護3			762単位	8,305	1,661	49,830	
要介護4			828単位	9,025	1,805	54,150	
要介護5			894単位	9,744	1,949	58,470	
保険給付内サービス利用料	項目		単位		介護報酬	入居者負担 (介護報酬額の2割)	入居者負担
	*	精神科医療養指導加算	1日	5単位	54	11	30日計算 330
	*	看護体制加算(Ⅰ)ロ	1日	4単位	43	9	30日計算 270
	*	日常生活継続支援加算	1日	46単位	501	101	30日計算 3,030
		栄養マネジメント加算	1日	14単位	152	31	30日計算 930
		口腔衛生管理加算	一ヶ月	110単位	1,199	240	一ヶ月計算 240
		口腔衛生管理体制加算	一ヶ月	30単位	327	66	一ヶ月計算 66
		経口維持加算(Ⅰ)	一ヶ月	400単位	4,360	872	一ヶ月計算 872
		経口維持加算(Ⅱ)	一ヶ月	100単位	1,090	218	一ヶ月計算 218
		個別機能訓練加算	1日	12単位	130	26	30日計算 780
		若年性認知症入所者受入加算	1日	120単位	1,308	262	30日計算 7,860
		初期加算(入所後30日以内)	1日	30単位	327	66	30日計算 1,980
		外泊時費用(月6日以内)	1日	246単位	2,681	537	6日計算 3,222
		在宅・入所相互利用加算	1日	40単位	436	88	30日計算 2,640
		退所前訪問相談援助加算	一回	460単位	5,014	1,003	一回計算 1,003
		退所時相談援助加算	一回のみ	400単位	4,360	872	一回計算 872
		退所前連携加算	一回のみ	500単位	5,450	1,090	一回計算 1,090
		看取り介護加算(死亡日以前4~30日)	1日	144単位	1,569	314	27日計算 8,478
		看取り介護加算(死亡日前日・前々日)	1日	680単位	7,412	1,483	2日計算 2,966
		看取り介護加算(死亡日)	1日	1280単位	13,952	2,791	1日計算 2,791
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記該当する合計×8.3%			左記の2割		

- ・ \*印の加算 精神科医療養指導加算・看護体制加算(Ⅰ)ロ・日常生活継続支援加算(30日で3,630)が毎月加算されます。
- ・ 入居後30日間、又は一ヶ月以上入院され、退院後30日間は初期加算が加算されます。
- ・ その他加算については計画として発生した場合や随時必要な事項が生じた際に加算されます。
- ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護保険給付の総単位数合計に8.3%を掛けたものとして計算され、2割をご負担いただきます。

## 2. 居住費・食費等

保険給付外サービス利用料	項目	摘要	単位	料金
	居住費	第1段階～第4段階	1日	下記参照
	食費	第1段階～第4段階	1日	下記参照
	日常生活費	選択によりご利用頂けます。		0～350
	その他実費			
理美容代、行事・クラブ材料代、嗜好品代等…ご希望により承ります。				

居住費・食費の減免について <small>介護保険負担限度額認定…所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。</small>			負担額(1日)		負担額(30日)		
	配偶者がいない場合	配偶者がいる場合	居住費	食費	居住費	食費	計 (居住費+食費)
第1段階	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 (世帯全員が住民税非課税)		820	300	24,600	9,000	33,600
第2段階	・世帯全員が住民税非課税 ・本人が課税対象年金収入額※'+ 計所得金額が80万円以下 ・本人の預貯金等※'1,000万円以下	・世帯全員と配偶者が住民税非課税 ・本人が課税対象年金収入額※'+ 計所得金額が80万円以下	820	390	24,600	11,700	36,300
第3段階	・世帯全員が住民税非課税 ・本人が課税対象年金収入額※'+ 計所得金額が80万円を超える ・本人の預貯金等※'1,000万円以下	・世帯全員と配偶者が住民税非課税 ・本人が課税対象年金収入額※'+ 計所得金額が80万円を超える	1,310	650	39,300	19,500	58,800
第4段階 減免はありません。			2,400	1,750	72,000	52,500	124,500

※'遺族年金・障害年金は非課税年金です

※'対象とするもの…預貯金、投資信託、有価証券、その他現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)など  
対象としないもの…生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)など

境界層とは…事前に福祉事務所への生活保護申請をされ、本来の利用者負担を摘要すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することで生活保護を必要としない状況となる方。(福祉事務所にて境界層の認定をおこないます)

## 3. 一ヶ月費用の概算

30日計算でのおおよその費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	90,120	94,440	99,060	103,380	107,700
第2段階	92,820	97,140	101,760	106,080	110,400
第3段階	115,320	119,640	124,260	128,580	132,900
第4段階	181,020	185,340	189,960	194,280	198,600

①30日分の基本施設サービス費+居住費+食費

②実費関係:日常生活費(300)+文書管理費(100)=30日で12,000円

日常生活費(日常生活品パック)については日額0円～350円の選択性となります。上記表にはパック料金300円を参考計上しています。

③加算関係:精神科医療養指導加算・看護体制加算(Ⅰ)ロ・日常生活継続支援加算(30日で1,860円加算されます)

①と②、③を合わせた金額を介護度、負担段階別に表示しています。

(その他加算、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、その他実費は含まれていません)